2.1.5 融資について

(1) 融資方針

融資方針は以下の5点である。

- ①融資対象は、事業組合の組合員かつ、事業目的に社会性がある北海道内の NPO 又はワーカーズコレクティブに限定。
- ②融資額は、200万円を限度とし、期間は原則1年以内に限る。 なお、2期以上の事業実績がある場合は、200万円の範囲内で「出資額×100」まで融資するが、それ以外の場合は「出資額×20」までとする。
- ③資金使途目的は、運転資金である場合を中心に融資。
- ④融資判断に際しては、必ず審査委員会の委員による面接を行う。
- ⑤融資先の代表者の個人保証及び連帯保証人2名をつける。

なお、①、②の方針から、融資対象となる NPO などは、最低 1 万円を出資することになる。また、 2 期以上の事業実績があって融資を希望する NPO では、 2 万円、 10 万円を出資する NPO もある。

(2) 融資審査

融資審査の客観性を維持するために7名の審査委員による審査委員会を設置している。審査委員は理事会が指名した者であり、NPOバンクの理事兼任が3名、外部の有識者4名で構成している。

融資審査の特徴として以下の3点があげられる。

- ・審査委員会を設置して、外部有識者も含めた透明性のある審査を目指す。
- 審査は融資判定表を中心に行い点数化によりできるだけ客観性を確保する。
- ・融資判定表には事業目的の社会性などを評価する項目がある。

融資申込案件については、担当委員1名が融資判定表を用いて確認し、審査委員会において多数決で融資を実行するかどうかの結論を出している。なお、2002年(平成14年)設立当初は最初の確認を行う担当委員を2名としていたが、2004年(平成16年)の12月から担当委員のノウハウもあがり1名となった。

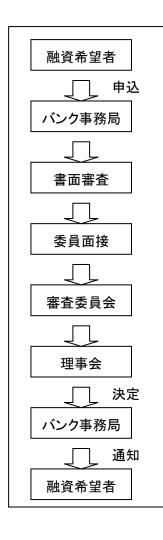
融資審査・決定の流れを図表 3-18に示す。

書面審査では、融資申込に際して提出してもらう融資申込書、事業計画書、返済計画書などの書面で審査を行う。審査の結果、点数が35点未満の場合、書面審査だけで融資をしないと決定する場合もある。

面接審査では、融資申込先の経営責任者から直接話を聞き、必要な場合は事業所を訪問して融資判定表を完成する。

審査委員会では、担当委員が作成した融資判定表によって審議を行い、融資の可否を多数 決で決定して、理事会に報告する。

図表 3-18 融資審査・決定の流れ



- ・融資希望者は、申込書を必要書類とともに、北海道NP Oバンクへ提出する。
- ・NPOバンク事務局は申込書等を点検し、審査書類を整える。
- ・審査委員会(以下「委員会」という。)は、各担当委員に 依頼し、担当委員が書面審査を行い、面接するものを決 定する。
- ・担当委員2名が融資希望者と面接し、融資判定表を完成させる(必要な場合、訪問することができる)。
- ・担当委員は、面接内容を委員会に報告し、多数決により 委員会としての融資可否を決定する。
- ・委員会は、議事録及び融資判定表等を理事会へ提出する。
- ・理事会は、委員会の審査結果を尊重して、融資可否を 決定する。ただし、全理事の3分の2以上の賛成により、 委員会の結果を変更することができる。
- ・事務局は、審査結果を融資希望者へ通知するとともに、 融資を実行する。

(資料) 北海道 NPO バンク提供資料。

(3) 融資判定表

審査の中心となる融資判定表は、次の9つの審査項目による審査を行う。

- ①目的の社会性
- ②経営責任者の評価
- ③経営チェック体制
- ④組織の状況
- ⑤事業の状況
- ⑥事業計画及び実施体制
- ⑦財務状況
- ⑧資金繰り計画
- ⑨連帯保証人の職業

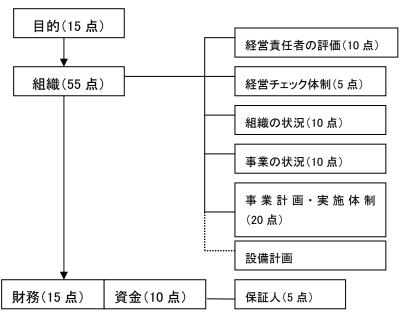
融資審査の目的は融資資金がうまく返済してもらえるかどうかにあるため、審査項目の⑦財務状況と⑧資金繰り計画が中心となる。しかし、NPO法人の場合この項目だけでの審査は

難しい。そこで、財務や資金面での良し悪しは、NPO法人の組織体制に依存することに注目し、組織の土台がしっかりしていれば財務や資金が良い方向に向かうという判断のもと、②経営責任者の評価、③経営チェック体制、④組織の状況、⑤事業の状況、⑥事業計画及び実施体制を審査項目とした。

さらに、NPO 法人は営利法人のように利益を追求するのではなく、掲げた目的のための組織であることを重視し、組織の目的が高ければ人材も資金も情報も集まりやすく、よい組織ができる確率が高いと捉え、審査項目の一つとして、1)目的の社会性を設定した。北海道 NPO バンクでは、一番初めに、この「目的」をみることとし、「目的」 \rightarrow 「組織」 \rightarrow 「財務・資金」というフローで審査をする。

これらの項目ごとに点数化したものが、融資判定表となっている。融資判定表では上記 9項目に点数を配分し、100点満点の評価を行う。

なお、保証人は万が一の場合には必要である。しかし、保証人の保証力が高ければ融資判 断が容易になるとは考えていないため、審査点数も低く設定されている。



図表 3-19 融資判定表の構成

(資料) 北海道 NPO バンク提供資料。

(4) 融資実績

2007年(平成19年)3月時点の融資実績を図表3-20,21,22に示す。融資額は147,870,000円と1億5千万にせまっており、融資件数は91団体である。

融資分野別の金額の割合をみると、つなぎ資金が全体の6割、運転資金が3割程度となっている。

つなぎ資金は自治体や財団、国からの助成事業を受けている NPO からの資金ニーズに応えるもので、活動分野的には環境保全活動や障害者向けの小規模作業所を運営している NPO などが多い。運転資金は介護保険サービスを提供している NPO などが多い。

NPO バンク(原資)	合計	一般融資	三ヶ月ロー
			ン
融資額	¥147, 870, 000	¥145, 670, 000	¥2, 200, 000
融資件数	91 団体	86 団体	5 団体
返済額	¥136, 828, 746	¥134, 514, 865	¥2, 313, 881
返済日未到来分	¥12, 351, 120	¥12, 351, 120	¥476, 294

図表 3-20 融資状況 (支出) (2007年3月現在)

図表 3-21 融資分野別融資状況(一般融資) 2007年3月現在

	融資金額		融資件数	
	金額	割合	件数	割合
つなぎ資金	¥87, 570, 000	61.0%	51 団体	60.0%
運転資金	¥48, 300, 000	33.6%	29 団体	34.1%
設備資金	¥7, 800, 000	5.4%	5 団体	5.9%
合計	¥143, 670, 000	100.0%	85 団体	100.0%

3000 14 2750 12件 2500 12 2250 10 2000 1750 1500 1250 1000 750 930 500 250 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 第10回 第11回 第12回 第13回 第14回 第15回

図表 3-22 過去5年間の融資実績

(資料) 北海道 NPO バンク提供資料。

活動分野的にみると、特定非営利活動推進法の12分類でみると、以下の通りである。

- 第1号 保健・医療又は福祉の増進 63件
- 第2号 社会教育の推進 4件
- 第3号 まちづくりの推進 4件
- 第5号環境の保全 10件
- 第14号 経済活動の活性化 2件
- 第15号 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 2件
- 第17号 前各号に掲げる活動を行う団体の助言又は援助活動 6件

2.1.6 資金的支援以外のサポート等について

1) 経営サポート等資金的支援以外のサポートについて

運営・経営相談などは、北海道 NPO サポートセンターで実施しているため、あえて北海道 NPO バンクでメニューを設ける必要はないと考えている。

北海道 NPO サポートセンターは、NPO に関する情報も自然に入ってくる状態になっており、かなりの情報が蓄積している。そうした情報は、情報誌等の媒体を通して発信されており、これも NPO を支援することになっている。

北海道 NPO バンクでも、NPO バンクサポーター便りを四半期ごとにだしており、北海道 NPO バンクの活動内容 (融資の申し込み受付、新しいメニューの紹介)、融資先の情報、全国の NPO バンク動向に関する情報などは絶えず発信している。

2) モニタリングはしていないが、貸し倒れは発生していない 審査の後のモニタリング等は実施していない。

しかし、貸し倒れは、今まで一件も発生していない。「人間は、一番近い顔の見える人から返していく」という原則がやはり当てはまっているのではないかとの話が印象的であった。

融資先についての情報はNPOバンク便りなどで紹介しているため公開されているが、それが返すインセンティブになっているかどうかは不明である。それよりも、むしろ、「皆で支えあうための資金だから返さなければ他のNPOが困る」という意識が、貸し倒れを発生させていないと受け止めているとのことであった。

また、理事会や融資審査委員会には、NPO研究をしている学識経験者、金融機関職員、公認会計士、税理士やNPOの実務家がそれぞれプロフェッショナルな立場から審査し、貸し倒れが発生しないよう万全を期していることも、重要な要素であろう。

なお、利子の一部を将来の貸し倒れ発生のために備えて、引当金として積み立てている。

2.1.7 北海道労働金庫の関わり(北海道労働金庫へのインタビューより)

北海道 NPO バンクの立ち上げ期から関わっており、要請があって関わり始めたのではなく、むしろ、北海道 NPO サポートセンター、大学の先生などと一緒に NPO バンクを作ってきたという経緯がある。

金融業務の知識を持ったメンバーが参加したことは、融資判定基準の検討なども含め、短期間での設立にある程度貢献したと考えられる。

現在でも審査員の一人は北海道労働金庫の人間であり、担当のケースを持ったり、年4回の融資審査に参加したりしている。審査では、財務内容、理事長の姿勢、NPOの活動内容等を見ている。他の審査員より多少、財務内容についてのチェックが厳しいかもしれないが、基本的には、他の審査員と同様の視点でみており、財務について特段厳しい見方はしていない。

北海道 NPO バンクへの関与によって、労働金庫に何かメリットがあるというよりは、労働金庫の社会的使命の一つとして関わっている。勤労者、市民支援の延長にある市民事業への支援の一環という位置づけである。

なお、北海道労働金庫の NPO へのサポートメニューとしては、他にも、NPO 事業サポートローン (独自)、さっぽろ元気 NPO サポートローン (札幌市の要請を受けて実施) がある。また、社会貢献事業として社会貢献助成制度、100 円から寄付できる NPO 自動寄付制度なども実施しており、来年度からは 2007 年問題に対応したシニアワークライフを支援する助成も行う予定である。

- 1) NPO 事業サポートローン:無担保 3.125%、有担保 2.625%で貸し出している。提出してもらう書類は、北海道 NPO バンクに比べると多い。一方で、面接は行っておらず、審査は内部でのみ行っている。審査のポイントは、やはり理事長など経営陣の姿勢をみるのが一番重要である。審査は内部のみで行っている。16年度の貸し先は 10件程度であった。
- 2) さっぽろ元気 NPO サポートローン: 札幌市の「市民自治が息づくまちづくり」の施策の一つとして、市民活動団体が活動に必要な融資を円滑に受けられることを支援するための施策に協力して実施しているものである。市からの利子補給があり 2%で融資を行っている。
- 3) 社会貢献事業①社会貢献助成制度:創立50周年を迎えた2001年度より開始。2006年度は、52団体に対して総額773万円の助成金を交付している(当初は25団体の予定だったが、応募が多く、52団体まで認めた)。対象は、高齢者・障がい者福祉、子育て支援、環境保全、まちづくり、スポーツ・文化活動を行っている団体等がある。外部の学識経験者や北海道NPOサポートセンター等4名と労働金庫の代表の計5名が、公開性、先駆・独創性、発展性などの点から選定会議を実施し、選定している。
- 4) 社会貢献事業②NPO 自動寄付制度:毎月 100 円から口座振替で寄付ができる制度。気軽に始められる新しいボランティアの形として創設した。寄付者が主体的に選べるように労働金庫で「紹介 NPO リスト」を作成し、HP 等で情報提供をしている。

2.1.8 今後の展開

(1) 起業の初期段階や、人材育成に対する支援のメニュー化

労働金庫や国民生活金融公庫などもNPOへの融資を充実させてきており、今後はよりNPO支援のNPOバンクらしい活動資金提供をメニュー化していきたいと考えている。

社会活動に経済性を持たせた「お金」をマネジメントできる団体も増えてきているが、社会的に意義のある活動をめざしていても実績が伴わないと市中金融機関からの資金調達が難しい状況は続いている。また、実績のある団体であっても人材の養成や将来の事業開発に対する「投資」的な運用に使われる資金を借りることは現在でも不可能である。

そこで、新しいことを始める熱意と夢のある団体を応援するために、2007 年(平成 19 年) から「支払猶予型ローン」と「人材育成資金ローン」を始めた。

「支払い猶予型ローン」は、設立準備中、あるいは設立して間もない団体または代表予定者が応募できるローンである。(ただし、NPO バンク事業組合の出資者、あるいは融資決定後 NPO バンク事業組合へ出資し事業組合員になれること)。融資額は 200 万円以内で、事業が軌道にのってからの返済ができる (2 年間の返済猶予)。応募には、活動を応援する推薦者の推薦状が必要で、審査では、事業の社会性、事業計画・収支計画・返済計画の妥当性、団体の将来性などをみる予定である。

「人材育成資金ローン」はスキルアップをしたい NPO スタッフのためのローンで、海外研修、資格取得などのチャレンジに 50 万円以内の資金を融資する(融資契約は所属する NPO 団体と行う)。1年間の返済猶予があるため、研修成果を活かした収入が得られるようになってからの返済プランが可能である。審査では、研修の社会性、研修と NPO の事業との整合性、研修計画・返済計画の妥当性、本人の将来性などをみる予定である。

なお、北海道 NPO バンクのこれまでの成果を総括し、今後の経営に生かすために、2005年(平成17年)にアンケート調査を実施している。

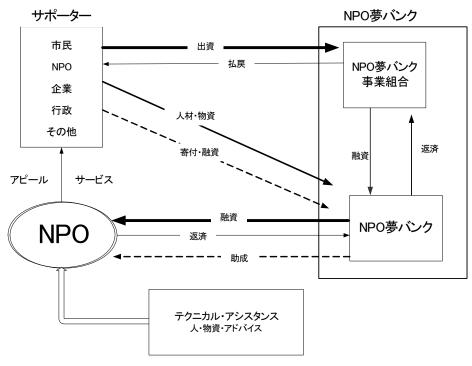
(2) NPO の経済基盤を強化するための NPO バンクの取り組みを主導

NPO バンクの仕組みは全国各地に広がりを見せており、貸金業規制強化に対する一体的な対応など各地の NPO 関連団体と連携した取り組みも始まっており、北海道 NPO バンクは、こうした動きも機敏に捉え、各地の NPO と連携しながら主導的な役割を果たせるよう努力していきたいと考えている。

2.2 特定非営利活動法人 NPO 夢バンク (長野県)

2.2.1 運営組織

北海道 NPO バンクと同様、NPO などの市民活動団体への融資を目的とする特定非営利活動 法人 NPO 夢バンク(以下「NPO 夢バンク」)と、出資を募る NPO 夢バンク事業組合により構成されている(図表 3-23)。



図表 3-23 NPO 夢バンクの概要

(資料) NPO 夢バンク

2.2.2 設立の経緯

2002 年(平成 14 年)6 月から 7 月にかけて、長野県の NPO 担当室の主催で、「NPO 活動を語る会」が県下 4 γ 所で開催された。その中で、設立まもない NPO から資金支援の要望が県に出された。しかし、県は、要請があったものの、財政上の制約からこれらに応えづらい状況であった。

NPO 法人である長野県 NPO センターはこうした雰囲気を察知し、自ら主導でこの問題の対策に乗り出すことにした。また、当時は、ちょうど北海道 NPO バンクが設立された時期(2002年(平成14年)10月)でもあり、その指導を受け大いに参考になった。

2003 年(平成 15 年)2 月から NPO バンク設立に関する具体的な話し合いを始め、2003 年(平成 15 年)8 月に設立総会を開催した。2003 年(平成 15 年)9 月に県に 3,000 万円の資金協力要請を行うとともに、出資金や寄付金等を集めだした。同時に、出資の受け皿となる組織(NPO 夢バンク事業組合)も設立した。その際、長野県 NPO センターは、主導的な役割を果たし、同センターの理事長が、NPO 夢バンク事業組合の理事長も兼任することとなった(NPO

夢バンクの理事長は別の方である。)

一方、県は、3,000万円の資金協力要請を受けたものの、財政的に厳しかったことから、最終的に、2004年(平成16年)5月、1,000万円の資金支援(形態:無利子貸付、5年後に返済)を行うこととした(同年8月に融資は実行された)。

2.2.3 出資金・寄付金

(1) NPO バンク事業組合への出資

北海道 NPO バンクと同様、20 歳以上の個人又は企業や団体等であれば、原則誰でも加入可能であり、出資は、一口1円単位で、1万口以上の出資が条件となっている。(出資金は、年1回、払戻しが可能。)

制度的には、「無配当」で、「元本を上回る返還はない」こととした。また、出資した権利 を理事会の承認なしに第3者に譲渡することを禁止した。

(2) NPO バンクへの出資・寄付の状況

2007 年(平成 19 年) 2月 28 日時点の出資・寄付金の状況は図表 3-24 の通りである。 NPO 夢バンクの原資は、17,500,000 円の他、NPO 夢バンク事業組合より、出資で集めた 資金 18,120,000 円を無利息の融資という形で提供されるため、合計で、35,500,000 円となる。

図表 3-24 出資金・寄付金合計

2007年2月現在

NPO 夢バンク事業組合	NPO	企 業	労組等	個 人
出資金合計①	25	4	4	33
¥18,120,000	¥4,260,000	¥230,000	¥4,550,000	¥9,080,000

(その他資金)

NPO 法人 NPO 夢バンク	行政	金融	労組	個 人
借入金②	1			
寄附金合計③	0	2	1	1
¥17,500,000	¥10,000,000	¥6,000,000	¥1,000,000	¥500,000

(資料) NPO 夢バンク資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

設立当初は、比較的短期間に多くの資金が集まったが、その後は、少しずつ徐々に集まっているという状況である。

個人による出資額は、各人様々であり、最高で250万円を出資している個人もいる。 なお、寄付金や貸付金は、NPO夢バンク事業組合を経由せず、NPO夢バンクに提供される。

2.2.4 融資について

(1) 融資の要件

融資の要件は、以下の通りである。

- ·期間:3年以内
- ・金利:年利2.0以上~3.0%以下(借入期間により異なる)
- ・対象:長野県内に主たる事務所を置く非営利組織(法人格の有無を問わない)
- ・使途:立ち上げ資金(設備資金を含む)、運転資金
- ・保証人:連帯保証人として代表者他1名の合計2名を基本(融資案件により変化)
- ・返済方法:元利均等毎月返済、元金均等毎月返済、期日一括返済(期間1年のみ)、
- ・元金のみ6ヶ月まで据え置き可
- ・上限:300万円(立ち上げ資金は、原則100万円以内)

融資対象となる NPO 等は、最低1万円を出資することになる。借入期間と金利の関係は、1年以内:2.0%、2年以内:2.5%、3年以内:3.0%である。このうち、借入期間2年の融資は、需要がないのか、まだ実績がない。また、つなぎ資金融資も行っている。

NPO 夢バンクは、実績がなく赤字にも黒字にもなっていない法人に融資しており、審査のポイントは、法人の真摯さ、今後の事業・資金計画、連帯保証人の保証能力等となっている。

(2) 融資の審査手順

NPO 夢バンクの理事長が、融資に関する問い合わせの電話を受け、その後融資申込み者と 面談するようにしている。面談して、融資審査会に書面を出せる状況であると判断される団 体に申請書類を渡している。

その後、以下のステップを踏む。下記審査は、年4回行われる。また、その過程で、必ず 1度は現地を訪問することとしている。

1) 融資先との事前協議会

- 一融資申込申請者として、団体の代表者、保証人予定者、事務がわかる人が出席
- -審査委員として、5名³⁰が出席(事前協議会、審査会の双方に出席する)
- 申請者からの内容説明、企画内容で不明な部分の審査委員からの質問

2) 審査会

- 事前協議会の後、審査会が審査委員の間で行われる。
- -理事長は、事前協議会と審査会の双方に参加する。(前者では発言するが、後者では傍聴 のみ)

^{30 5} 名の内訳は、理事が 2 名 (1 名は地銀の審査担当者の経験有、1 名は福祉の専門家) と金融機関(信金、地銀、労金)のボランティアが 3 名である。

3) 現地訪問

- -事前協議会の前後に現地に訪問する(必ず1度は訪問することにしている)。
- -理事会の前後に現地を訪問することもある。

4) 理事会

- -審査結果の最終審議。
- 一過去に利用実績のある団体のつなぎ資金は理事会のみの審議とし、審査会は通さないこともある。
- 今まで理事会で審査会の決定を覆されたことはない。但し、保証人に関する条件をつけられ、申し込み者がそれを実行できず辞退となった事例はある。

(3) 融資状況

図表 3-25は、分野別の融資実行状況(累積)を示したものである。

図表 3-25 分野別の融資実行状況(累積)

融資対象分野	融資件数	融資額(円)
・保健、医療または福祉の増進	· 12件	• 32,000,000
・ 社会教育の推進	· 1件	• 3,000,000
まちづくりの推進	· 1件	• 1,590,000
・ 環境の保全	· 7件	• 13,700,000
・ 子どもの健全育成	· 1件	• 2,000,000
・ 情報化社会の発展	· 1件	• 3,000,000
· 合計	· 23件	• 55,990,000

(資料) NPO 夢バンク

これまで融資申込み件数は 34 件で、そのうち、23 件の融資を行ったこととなる。但し、 最近融資を断った案件は1件のみである。

「保健、医療または福祉の増進」の分野への融資が多いが、これは全て「宅幼老所³¹」関連の融資である。宅幼老所の立ち上げに資金不足があり、この分野の融資のウェイトが多い理由の1つである。

現在の融資残高は、2,300万円(現在進行中の融資件数は15件)であり、融資累計額は5,600万円である。

ミッションは遂行したが、内部体制が心配という案件が1~2件あったが、返済遅れはない。

(4) テクニカル・サポート

NPO 夢バンク自体の人材育成・確保も必要と考えている現状があるため、NPO の人材育成等のサポートを実施していくのは、融資事業を軌道に乗せた後からと考えている。

一方で、事前協議会における融資審査過程そのものが、融資先(NPO)の経営ノウハウ向上に寄与していると感じている。将来的には、経営的に行き詰まりそうな融資先(NPO)等にアドバイスしていきたいと考えている。

³¹ 高齢者及び幼児を預かりケアをする施設。

(5) 成果のフィードバック

融資先、融資内容等に関して情報開示している。融資先には、開示許可をとるとともに、 融資先自身も融資に関する情報をブログ等で開示するように要請している。

融資先から融資による活動成果に関するレポートを提出させており、年1回総会資料の事業報告として掲載している。総会は、NPO 夢バンクと NPO 夢バンク事業組合がそれぞれ行い、同一の日に続けて開催される。

総会の欠席者には融資先の実績・活動内容等を記述した当日の資料が郵送されることになっている。

(6) 事務局経費の考え方と現状

事務局経費は融資の金利で賄う方針であるが、足りない場合は、寄付金から補填する。

現在の融資残高は 2,300 万円で、平均約定金利は 2.5%前後なので、約 60 万円で事務局経費を賄わなければならないことになる。しかし、事務局経費には、事務費、登録費、紙代、NPO センターへの賃貸費 (5,000 円/月:コピー代、家賃を含む)、スタッフの謝金・交通費等があり、賄いきれないため、不足分は寄付金で補填している。

2.2.5 各機関との関係

(1) 長野県 NPO センターとの関係

設立当初、長野県 NPO センターは、NPO 夢バンクの設立に尽力するとともに経費面の援助をしていたが、現在は、特に何かの活動を協力して行っているわけではない。場所を貸したり、簡単な手伝いをしたり、アドバイスを行ったりなどの側面協力が主である。

NPO 夢バンクは、長野県 NPO センター内に事務所を構えており、常勤職員がいないため 電話が来た場合、長野県 NPO センターのスタッフが一旦受け、理事長の携帯電話に連絡する ということになっている。NPO 夢バンクは、月 5,000 円を場所代(コピー代も含む)として 長野県 NPO センターに支払っている。

また、融資の相談(事前面談)の段階で、長野県 NPO センターのスタッフに立ち会ってもらうこともあり、NPO (申し込み団体) に関する情報提供やアドバイスをしてもらい、審査の判断に役立てている。

(2) 自治体との関係

1) 長野県

県が NPO 夢バンクへの資金貸付に至った背景としては、県が、以下の事情から NPO への 資金支援を行う必要性を感じたためである。

- ・NPO が活動資金を獲得することは、信用度が低い、金融機関からの借入が難しい、担保がない等の理由から、困難な場合が多い。
- ・金融機関側としても、NPOには、担保がない、実績がない、情報がないという理由から

貸付が難しい。

・信用保証協会による支援は、NPOは対象外となっている。

しかし、県の財政事情は厳かったため、県が主体ではなく、NPO 夢バンクを主体に NPO の活動資金の支援をする方法を選択した。また、5年間、1,000 万円分、無利息融資による資金を提供することにより、それが呼び水の役目を果たし、様々な方面から資金が集まることを期待していた。5年後の返済以後は、状況にもよるが、基本的に追加融資はせず、市民による自助努力を期待している。

NPO 夢バンクは、設立当初、独自に 1,500 万円の出資を集めるとともに、長野労金より 500 万円の寄付を得たところに、県から 1,000 万円の無利子貸付を受け、原資が安定するようになった。県からの 1,000 万円の資金支援があったからこそ、安定的に融資事業を行うことが可能となったといえる。当初、1 億円の原資を集めることを目標にしていたが、その中で、県が一定の役割を果たそうとしたのである。

なお、長野県では、NPO 夢バンクへの融資以外に、NPO 活動振興資金利子補給事業、助成金事業 (NPO に対する活動促進)等の NPO 向けの資金支援プログラムを有している。また、資金支援以外にも、NPO フォーラムの開催等、様々な方面から NPO への支援を行っている。

2) 長野市、松本市、上田市

現在、NPO 支援融資(NPO 夢バンク向け融資)を議会で審議中。各市とも初年度最低 300 万円の融資を検討中。 2年目は、融資需要が高ければ、増額する方針のところもある。

但し、融資先は、各市内に事務所がある NPO に限る。

(1) 金融機関との関係

発起時、労働金庫、信用金庫、政策投資銀行、八十二銀行等に資金協力を要請し、長野労働金庫からは、500万円の寄付を得、貸付金の原資となった。

金融機関に当初出資を依頼したが、資産査定の関係で無配のところへの出資は不良債権とみられてしまうため、寄付金という形態をとることになった。

また、2006 年(平成 18 年) 秋には、八十二銀行が 200 万円の寄付を決定し、それを受け、 最近、長野銀行が 100 万円の寄付を決めた。こうした状況を受けて、各信用金庫も資金提供 の検討を始めようとしている(長野信用金庫が現在検討中)。

長野県内の各金融機関には、NPO向けローンの仕組みがなく、これが、各金融機関がNPO 夢バンクへの支援を行う主な理由となっている。

長野労働金庫が設立当初寄付を行ったのもこの理由からである。但し、最近、長野労働金庫はNPO向けローンを開始することを検討している(対象は過去の実績が3年以上あるNPO)。

2.2.6 課題

(1) 運営上の課題

NPO 夢バンクの運営上の課題として、以下が挙げられる。

- ・融資の申込件数をもっと増やす余地がある。
- ・よりわかりやすい融資方法を考案する余地がある。

(例:北海度 NPO バンクの 3 ヶ月ローン)

・事業の発展のため出資金・寄付金をより多く集めなければならない。

現在、出資の募集方法としては、以下がある。

- ・役員等の人的ネットワークを活用する
- ・HPや県プレスリリース等で告知する
- ・研修会の時等に、チラシ・パンフレットを配布する。

しかし、実際には、「役員等の人的ネットワークを活用する」以外はあまり効果がない。 小口の出資を増やさないと発展が望めないと指摘されたこともあるが、現状は一本釣りの 状況である。また、パンフレットを配布してもあまり効果がなく、個々に説得しないとなか なか効果が出ない。さらに無配当ということもあり、難しいと感じている。

(2) 制度上の課題

認定 NPO 法人の資格をとり、寄付金制度を利用することで、寄付してもらいやすい環境にしたいと考え、認定 NPO 法人の資格獲得を目指した。しかし、集まった寄付の 70%を非営利活動に使用しなければならないという規定があり、NPO 夢バンクの場合難しいと考え、断念した。

3. 調査結果の分析

3.1.1 調査に当たっての問題関心の整理

(1) NPO バンクの役割

NPO には様々な資金ニーズがあるにも関わらず、NPO 向け融資は活発ではない。

その理由として、金融機関は NPO に対する審査ノウハウが不足していることや、NPO に対する融資の信用リスクのヘッジが十分にできないことが挙げられる。

審査ノウハウの不足は、金融機関に NPO 法人の貸し倒れ率を把握するための融資実績や NPO の財務データが不足していることや、社会性など NPO 固有の評価指標を評価するノウハウが不足することに起因している。また、信用リスクヘッジの不十分さは、金融機関に差し入れる担保や第三者保証人が NPO 法人に不足していることや、NPO 法人が信用保証制度の対象外であることに起因している。

また、金融機関は通常、融資対象者の2,3年の活動のデータに基づき融資を行うので、活動実績のない創業資金に対して融資する場合は、中小企業に対しても慎重にならざるを得ない。NPOの創業資金に対しては、さらに審査目線が厳しくなることもNPOの資金調達に際して大きな問題となる。

このような状況の中、NPO バンクは、NPO の活動の社会的意義を評価するノウハウ、及び 担保、実績がなくても融資を行おうとする姿勢を有するという特徴を持ち、金融機関には対 応できない NPO の資金ニーズに応える機関として、期待されている。

(2) NPO バンクと他団体との連携

NPO バンクは、基本的に少人数で運営し、事務局経費等の様々なコストを抑えている側面があるため、他の団体や個人の協力が必要となってくる。

3.1.2 本調査に関連する各制度のポイント

(1) 融資方針

1) 目的の社会的意義を重視

金融機関のNPO向け融資は、専門プログラムがある場合でも実績が重視され、少なくとも 2~3年の活動実績があることが前提であり、創業間もないNPOに対する支援プログラムは 少ない。また、審査では、財務状況や資金繰り計画、また担保の有無といった側面が評価の中心となってくる。

一方、NPO バンクの場合、活動実績は必ずしも必要ではなく、組織や事業の目的の社会的 意義、取組み姿勢といった観点が重視される。財務状況や資金繰り計画といった側面はきち んと評価されるが、目的の社会的意義といった観点の方がより重要視される。

従って、活動実績のない NPO にも融資が多く行われ、NPO バンクのおかげで事業の立ち上げや組織の存続が可能になった例も多い。

2) リスクに対する考え方

北海道及び長野の両 NPO バンクとも、今まで貸し倒れは発生していない。これは、1つには、財務面での事前審査が双方ともしっかり行われていることの証明でもある。

また、もう1つの理由は、融資先や融資内容に関する情報を開示することにあると思われる。融資先のNPOは、融資に関する情報が開示されることで社会の注目を浴びることになり、返済できないことへの様々な面でのリスクを意識することになる。さらに、返済しないと、NPOへの資金支援者の期待に背くとともに、他のNPOへ資金が回りにくくなるという仲間意識が加わり、返済することへのプレッシャーが強くなると考えられる。こうした結果、貸し倒れが防げているという側面があると思われる。

NPO バンク側もこうした展開を一面で期待するとともに、1件あたりの融資額が小さいこと、貸し倒れの際の引当金として寄付金や出資金の一部が充てられる準備をしていることで、リスクに対応しようとしている。

(2) 原資の調達方針

北海道・長野の両 NPO バンクとも、原資は、地域の NPO、市民、企業から広く集めようとしている。自治体からの支援もある程度期待はしているが、それに依存しようとまではしていない。あくまで、資金は自ら集めた上で行政に支援してもらうべきであると考えている。

一方、自治体からの資金が、原資の一つの核となり他の資金の呼び水となっている側面があることも事実である。自治体側も、NPO バンクへの資金支援は、自ら主体とはならずにNPO (市民) への資金支援を可能とする有効な手段として位置づけている。

また、NPO 夢バンク、北海道 NPO バンク双方とも、地元の金融機関からも寄付を受けている。NPO 夢バンクでは、地元の金融機関にも NPO 向けローンの専門プログラムを用意したいという希望があるものの、諸般の事情により実現が難しいため、代替策として、地元のNPO バンクに寄付金を提供し NPO 支援に貢献しようとする意図があった。

(3) 運営面での連携

上述したように、NPO バンクは、基本的に少人数で運営し、事務局経費等の様々なコストを抑えている側面があるため、他の団体や個人の協力が必要となってくる。

まず、審査面での協力であるが、例えば、NPO 夢バンクの場合、審査委員 5 名のうち 2 名は理事(1 名が地銀の審査担当者の経験有)で、3 名は地元の金融機関(信用金庫、地方銀行、労働金庫)からのボランティア審査員である。

北海道 NPO バンクでも、地元の金融機関の人に審査委員に入ってもらっている他、大学の 先生等が専門分野の知見を活かし審査の協力をしている。

また、NPO センターとの協力も不可欠であり、両 NPO バンクとも、場所を提供してもらっている他、簡単な手伝いも含め様々なサポートを受けている。例えば、北海道 NPO サポートセンターは、NPO バンクだけではなかなか手が回らないテクニカル・サポートの支援を行っている。また、長野県 NPO センターでは、NPO バンクが審査を行う際に必要な NPO に関する情報の提供や様々なアドバイスを行うことで支援をしている。

3.1.3 NPO バンクの課題と今後

(1) 融資対象の拡大、審査の充実

市民・NPO の様々な資金ニーズに応えていくという、NPO バンクの目的を考えると、市民・NPO のニーズに対応した様々なプログラムを用意するとともに、融資対象分野も広げていく必要がある。

例えば、NPO 夢バンクは、北海道 NPO バンクを一つの模範とし、北海道 NPO バンクの「三ヶ月ローン」や「支払猶予型ローン」等、きめ細かいニーズを反映したプログラムを開発していきたいと考えている。また、融資対象分野に関していえば、NPO 夢バンクの場合、専門知識を持つ審査委員がいることから、福祉分野のウェイトが高くなっているが、他分野(環境等)の専門家を審査委員に加えることにより、融資対象分野を拡充していきたいと考えている。

また、NPO 夢バンクの場合、広く市民・NPO に、NPO バンクとその支援プログラムの存在を周知させることにより、融資申込件数を増やし、貴重な資金をより有意義な活動に向けられるよう努力するということが挙げられていた。

(2) 原資の拡大

融資プログラムや融資対象分野を拡充していくためには、原資を増やしていかなければならない。そのためには、多くの個人・NPO・企業に、出資や寄付を求めなければならない。

NPO 夢バンクでは、無配当であるため出資に応じてもらうには、実績を上げ社会からの信頼性を地道に高めていくことが、まず重要であると考えている。また、出資・寄付金を集める場合、1万円ずつ10件資金を集めるより、役員等の人的ネットワークを活用し10万円を一度に集めた方が効率的という面があるが、長期的には、小口の資金を多く集めていく努力をしないと、NPO バンクの発展はないと考えているようである。

また、北海道 NPO バンクでは、新聞等マスコミを利用した広報活動も重要と考えていた。 メディアにより多くの市民・NPO の共感を呼び起こすことは意志ある資金を集めるためには 必要な手段である。実際に、新聞に掲載された後、100 万の寄付があったこともある。他に も本州の人で北海道が好き、という理由で寄付があったこともある。